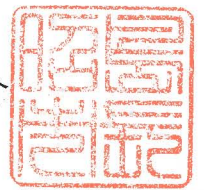


市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8 年 8 月 20 日

昭島市長 白井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道西213号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8 年 8 月 2 0 日から令和 8 年 9 月 3 日まで

市道路線供用開始位置図

<市道西213号>

供用開始前の表示

起点 宮沢町二丁目148番
 終点 宮沢町二丁目624番
 延長 500.42メートル
 幅員 4.00～5.30メートル

供用開始後の表示

起点 宮沢町二丁目148番
 終点 宮沢町二丁目624番
 延長 500.42メートル
 幅員 4.00～6.50メートル

供用開始する区間の表示

起点 宮沢町二丁目212番
 終点 宮沢町二丁目185番
 延長 24.77メートル
 幅員 5.26～6.50メートル

